

国勢調査は みんなで描く 日本の自画像

2010

国勢調査

調査へのご協力をお願いします

今年は「国勢調査」が行われる年です。この調査は、日本に住んでいる人全員に調査をお願いし、国内の人口や世帯の実態を把握する最も重要な統計調査です。

調査の結果は、住みやすい日本をつくりだすための基礎として使われます。

平成 22 年 10 月 1 日現在の皆さんの状況を調査票にご記入ください。

調査へのご協力をよろしくお願いします。



今回の国勢調査は 20 の項目です

国勢調査は大正 9 年以降ほぼ 5 年に 1 回行われ、今年で 19 回目を数えます。今年は、調査 1 回おき、10 年ごとに行われる大規模調査の年です。調査は世帯員一人ひとりに関する調査項目 15 項目と世帯全体に関する調査項目 5 項目、会わせて 20 の調査項目でできます（平成 12 年の大規模調査時は 22 項目）

●世帯員に関する事項（15 項目）

- ①氏名
- ②男女の別
- ③世帯主との続柄
- ④出生の年月
- ⑤配偶者の有無
- ⑥国籍
- ⑦現在の場所に住んでいる期間
- ⑧5 年前（平成 17 年 10 月 1 日）にはどこに住んでいましたか
- ⑨教育
- ⑩9 月 24 日から 30 日までの一週間に仕事をしましたか
- ⑪従業地又は通学地
- ⑫従業地又は通学地までの利用交通手段
- ⑬勤めか自営かの別
- ⑭勤め先、業主などの名称及び事業の内容
- ⑮本人の仕事の内容

●世帯に関する事項（5 項目）

- ①世帯の種類
- ②世帯員の数
- ③住居の種類
- ④住宅の建て方
- ⑤住宅の床面積の合計（延べ面積）

国勢調査のポイント

- 調査は世帯ごとに行い、全世帯の提出が義務になっています。
- 9 月の下旬に調査員が皆さんのお家に伺います。
- 調査票の提出は、調査員に渡す方法と郵便で送る方法の 2 つがあります（調査票を受け取ったとき調査員にお知らせ下さい）。

正確な統計をつくるために

「統計法」では、個人情報の保護、調査票の統計目的以外の使用禁止のほか、皆さんに調査票に記入して提出する義務も定めています。正確な統計をつくるためには皆さんからの正確な報告が重要です。



調査結果は、定基準や人口推計、選挙区画定の際の資料などに用いられるだけでなく、国や自治体の少子高齢化対策や防災対策を策定する際の基礎資料などさまざまな分野で活用されます。

調査結果について

個人情報の保護について

調査票の提出について
2 種類から選べます。
入れて調査員に渡す方法、郵便

調査票の記入について
必ず黒の鉛筆かシャープペンシルで記入してください。
手書きで記入する項目がありま
を塗りつぶして答えるもの）と



▲郵送提出用封筒（左）と封入提出用封筒

国勢調査を行う人には「統計法」という法律で守秘義務が課せられます。「統計法」では、調査票を統計目的以外に使用することも禁止しています。また、調査員は預かった封筒を開封せず村に提出するため回収後の調査票を見ることがありません。また、調査票は厳重に保管され、集計後、すべて国に提出されるた

め、調査票が村や県に残ることはありません。調査結果は、地方交付税の算定基準や人口推計、選挙区画定の際の資料などに用いられるだけでなく、国や自治体の少子高齢化対策や防災対策を策定する際の基礎資料などさまざまな分野で活用されます。